

第1回子ども家庭福祉人材の専門性確保WGにおける構成員の主な意見

区分	主な意見
1. 研修全般に関すること①	<ul style="list-style-type: none"> • ケースときちんと向き合う上で、大切なことは、ケースワーカーの姿勢だが、きちんと向き合えるような専門的な態度とかそういうものが身に付いていないと、基本的には良いケースワークはできない。 • 児童福祉司としてのソーシャルワーカーとしての到達目標を定めて、それに基づいたカリキュラムを検討すべきである。特に、ソーシャルワークをやる上で重要なのは、ケースマネジメントであり、アセスメントや、それに基づきどのような援助指針を立てるかなどについてのきちんとした演習について考えていく必要がある。 • 自己啓発活動というか個別の専門性向上のための研修プランをどのように作っていくのが重要である。職種が違っていてもそのプランをきちんと立てて、それに対してどのようにスーパービジョンを行っていくのかということを考えていくべきである。 • 子育て支援員の社会的養護コースに相談援助コースを作って、学生が一定の研修を受けたら相談機関で子育て支援員として従事する。実際に面接同席や訪問同行ということを経験しながら臨床ソーシャルワークを学んでいくというシステムを組めないか。 • 入所から退所まできちんと子どもが成長する姿を見て、このように変わっていくのだということを経験することが人材育成にとっては必要であり、ケースワーカーの場合も同様である。そういう経験をしたら社会福祉実習として単位を取れるという仕組みであれば人材育成につながっていくのではないか。 • 研修体制とキャリア形成、人事のことは国はなかなか口出しができないということだが、専門性を積み重ねていくという中には、3年なり5年なりの経験が、また数年後にはスーパーバイザーとして戻ってくるということを考えていくと、やはり人事体系まで踏み込まざるを得ないのではないか。 • 児童相談所の中にそれぞれチューター、あるいは新人を育成するための職員を必置という形で置きながら1対1で面接に同席する、あるいは訪問に同行する形で具体的に教えていくというようなことが非常に重要である。

1. 研修全般に関すること②

- 児童虐待は保護者が起こすわけなので、児童だけではなく保護者に対する心理的なアプローチも大切である。保護者に対する心理診断、あるいは怒りのコントロール、ペアレントトレーニング、認知行動療法等も標準的に行えるような保護者へのアプローチが大切である。
- 専門性の向上とは、児童相談所に勤務することによって得られる経験の積み重ねと、研修を受けることによる相互作用によって積み上げられていくものではないか。短い期間の中で異動しなければならない場合もあるので、必ずしも経験が積み上がらない場合もあるかもしれないが、そういう方々が児童相談所に勤め続けたいと思えるような研修体系が必要である。
- 基礎知識研修に加え、新しい職員に、現場で係長クラス、中堅クラスの職員が一緒に入って、どのようにケースワークを行えば良いのかを、きちんと指導できる体制が不可欠である。
- 児童福祉司だけではなくて、医師、保健師、心理士との多職種連携ということも非常に大事である。
- 現場に行くとその現場、現場でいろいろなことが起こるので、その現場で一体どうやっていいのか、ということはやはり座学だけではなく、現場で学んでいかなければいけない。
- 多職種連携をどのように行えば良いのかをきちんと職員に研修できるような、座学プラス実践での研修というのが非常に大事である。
- 児童相談所は従来よりも弁護士又は裁判所を活用しながら子どもの権利を守っていくことが重要である。
- ソーシャルワーカー、児童福祉司が身に付ける技術として、法的な対応を視野に入れて裁判所に申し立てていくということがあるが、事実認定のための事実収集の方法又は事実認定が重要であるという視点が非常に重要であり、そうした視点があって初めて弁護士と連携しながら法的に子どもの権利を守っていけるのではないか。

1. 研修全般に関すること③

- 措置をした後の児童相談所のソーシャルワーカーがその後、十分な措置後のマネジメントをどのように行っているのか、行ってきたのか、今何が足りないのかといったことを十分検討しつつ、措置後のケースワーク、ケースマネジメントを行っていく中で、児童福祉司が身に付けるべき技術、知識が多くあるのではないか。
- 実親家庭に戻っていく、又は養子縁組に移行していくというプロセスの中で、身に付けるべきソーシャルワーク技術というのは確かにあるのではないか。ここを明らかにしていくことが必要であり、この委員会の中で話し合った理論とまた別の委員会で話し合っている理論と、うまくリンクしながら進めていくことが重要である。
- 児童相談所の児童福祉司並びにスーパーバイザーに向けての人材育成というのは非常に厳しく、なかなか専門性が積み上がっていかない。
- 人材育成の方向性をきちんと定めることは非常に大事なことだと思う。一方で、研修ニーズ、参加者が、どういった現場で何を困り、どういう能力を必要としているのか、こうしたことの把握も重要である。
- 人材育成の体系をまずは作ることが大事である。それがあってによって、今自分はどのような立場の、どういう位置にいるのかということが確認できる。さらに今はいろいろな所で、いろいろな研修をやっている。この研修体系の中のこの部分に当たるのだということがきちんと見えるようにする。そうすると、各児童相談所、あるいは市町村の中で、この職員には今この部分の専門性を高めるためにこの研修に行くのだということの計画が非常に立ちやすくなる。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、そして児童虐待防止を地域で支え、地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくことを考えていくと、生活保護や学校などの関係機関の働きをよく知っておくことが重要である。
- 地域の民生委員であったり、学校でも主任の先生、担任の先生、保健室の先生、教頭先生等、いろいろな人たちが役割を分担しながら、うまくその家族や子どもに関わっていく、それを継続的に時には長期的に進行管理をしながら、なおかつ関係機関の人々も支えていく、そうした力、いわゆるコンサルテーションやコーディネート力を身につけていく事が市町村では特に必要になってくる。

1. 研修全般に関すること④

- 児童相談所は、25万件ぐらいの自らが相談者である人たちの相談サービスを行っている。また、8万件ぐらいの自らの相談には基づかず、法的な責任によって子どもの安全を守る仕事をしている。この2つの専門性は1つにはならない。今話題になっているのは虐待対応の部分ばかりで、件数から言うと25万件対8万件で業務量で言うと1対4ぐらいである。もちろん虐待対応のほうが大きいですが、今の児童福祉法は児童相談所に従来の相談対応を求めている。そして、在宅支援であるとか、長期にわたる家族支援というのは、これとは別のものである。もともと児童相談所の専門性は、相談型の支援の専門性から来ているわけで、この2つを一緒に混ぜてしまうことによって、今の混乱が起こっている。
- 全国69自治体に児童相談所が設置されているが、そのうち虐待対応が大変で、1人当たりの担当ケースが80～100件を超えているのは11自治体である。それで52%のケースを見ている。残りの58自治体はそこまで来ていない。したがって、そこで起こる実態的な課題は違っている。そこで何が分かかっていないかということ、ケースロードとワークロードである。この専門性を確立するのに1人何件ぐらいのケースを担当し、1日何時間ぐらいの業務をすることを想定しているのか見えていない。
- 大都市圏では、365日24時間、業務に追われている。地方では、夜にそんな緊急電話などは入らない。そこで同じSVが成立するはずがない。それに当然職員が事務職だったり、専門職だったりしており、その構成についても、これは既に地方自治の任命権に属していて、国も介入できないような位置にある。それをどうするのかということも見えていない。そのため、もう少し限定的に目標設定しないと、絵に描いた餅になるのではないか。
- 今でも児童票が子どもの入所後に来るというケースが3分の1ぐらいある。要は子どもに関する情報は名前と性別しか最初はない。それで入所が決定して、子どもが入ってきて、その1週間後ぐらいに児童票が送られてくる。これは、ソーシャルワークの「ソ」の字ができていない。その部分をどうやってまず徹底的にやっていくのかということを考えてかなければならない。
- 到達目標、アウトカムを決めないといけない。どうやってアウトカムを測定するのかということが重要である。

2. 児童福祉司の任用後の研修について①

- 児童福祉の研修と考えたときに、OJTの部分とoff-JTの部分の両面があるべきである。東京都は、演習型の研修を取り入れケース検討を行い力量アップを図っている。さらに、現場の中でどれだけ育てていくのかが重要である。
- 児童福祉司についてもある意味で警察官であるとか広域の中での研修体系を是非組んでいきたい。
- 児童相談所の児童福祉司は、トータルで考えると全ての分野に精通していることが望ましい。この部分は自分で担えないがこういった専門性のある方々にお願いすれば事態が改善するということは当然把握しておくべきであり、ケースマネジメントをどのように行っていくかという力量を付けていくための基礎的な部分が必要である。
- 法的な知識についても丁寧に身に付けていくべきである。ケースワークで家庭に行った際、なぜこの子どもを連れて行くのかと言われた時に、法律の根拠を求められたこともある。その時に、この根拠に基づいて行っているということを言えるようになっておかなければならない。
- 基礎的な部分の上に専門性の部分をもっていきたいと思っている。もちろん保護者等も含めて、関係機関とネットワークを構築するとか、ケースワーク上に保護者に対してこういうことができる、こういうことを一緒にやってみましょうというような提示ができるというスキルを持つておくことが必要である。基礎的な部分とそういう専門性のある部分の2階建てというのが必要である。
- 児童福祉司も半分ぐらいは行政職がやっているという構造になっているので、そういう人たちにはクリニカルソーシャルワークを教えていかなければいけない。
- 法制度の理解と適切な法的対応は基盤となる大事なところで、目まぐるしく法律も変わっているため、法的な判断、非常に難しい判断を必要とされるケースは多数ある領域であり重要である。
- アセスメント力には2つのことがあり、一つは重症度判定のリスクアセスメント、もう一つは、的確な支援を行うためのアセスメントである。非常に難しい家庭と子どもに対応している現場がこの力を身につける事が重要である。

2. 児童福祉司の任用後の研修について②

- 児童相談所の機能だけでは到底対応できないケースが多々あり、必要な資源は何か、それが地域のどこにあるのか、それをどう結び付けていけばいいのかという、高度なコーディネート力というのが求められている。
- 多機関協働のコーディネートは大事だが、児童相談所内のチーム、児童福祉司、児童心理司、一時保護所こういったところのチームをうまく整えて対応する力も強く求められている。
- 基礎資格としてどういう人を採用するのかによって、カリキュラムも当然変わってくるので、誰を児童福祉司として任用するのか、その基礎資格は何なのか、例えば保健師が基礎資格になるとすれば、ソーシャルワークをもっと教えなければいけない、社会福祉士であれば、子どもとか精神保健のことを伝えなければいけない、精神保健福祉士だと子どものことを重点的に伝えなければならないということで、基礎資格によってカリキュラムはそれぞれ変わってくる、ということの整理がまず必要である。
- 試験はペーパーテストにするのか、ペーパーテストだけで本当に十分なのか、口頭試問を導入するのか、そういうことも検討課題になろうかと思う。基礎的な共通認識を持つ上で座学が重要だとはいえ、技術的なことを身に付けなければ、児童福祉司として十分に機能できないので、そのケースワーク、ケースマネジメントを学ぶためには、演習やワークショップを豊富に取り入れた形にしなければならない。

3. スーパーバイザー研修について
①

- スーパーバイザーはケースを持たないのが基本だが、そのことだけでも早急に明記できるのではないか。児童福祉司のスーパーバイザーはケースを持っては駄目ということを実記すると、地方からはそれでは人事が回らないということが出てくるかもしれないが、スーパーバイザーの本来の機能を発揮するためには、まずそこは確保するべきである。
- スーパーバイザーを更にメタの位置から見るメタバイザーを置いて、スーパーバイザーを研修するという形で、この三層の構造で研修も行うと、若手と中堅職とベテラン相互のディスカッションが深まり、ロールプレイなどもその形で行うと実践的な研修ができる。
- 外部の人間としてスーパービジョンというよりコンサルテーションとして研修に入っていると、いい面と悪い面の両方がある。いい面は、内部だと責任も伴うが、外からだと自由にものを言える、そういう立場でフリーでいられる。ただし外部から来た場合には、職員に対し研修に参加することや継続的な指導を職務として位置付けるということができない。児相の研修体制として両者使い分けができるといい。
- 主任児童福祉司の研修が義務付けられたが、東京都の場合、チーフという形で、概ね5年程度の職員、あとはもう少しそのチーフをまとめる形でのスーパーバイザーという形での研修についても、人材育成等を含めた研修体系を組み込んでいる。これを全国的に広げることで、OJTとoff-JTの組合せの研修が示していけるのではないか。
- スーパーバイザーがどのような技術または知識を身に付けておく必要があるのかが重要である。
- 後進を育てる力及びこの下のスーパービジョンも重なるところだが、ここがなかなかうまくいっていないということで、どう後進を育てていいのかというノウハウがまず分からないというところで、そこを研修してくれという声は大きい。
- 実際に地域を担当している児童福祉司の業務監督をするだけでは、スーパーバイザーとしての機能は十分でない。スーパーバイザーたる者、何をしなければいけないのかということまで、きちんと目標を定めて研修の内容を決めていかなければならない。

3. スーパーバイザー研修について
②

- スーパーバイザーがきちんと育っていない。人事異動によって人材がよそに行ってしまう。このことが人材育成、児童福祉司の専門性を高めようとするときの大きな足枷になっている。
- 場合によっては、「子どもを最優先する、子どもの利益を最優先する」といった基本的な理念を身に付けず児童福祉司になった人もいるかもしれない。そういう人たちの理念とか、認識とか、認知といったものも変える必要があれば変えていける人材が、スーパーバイザーとして必要なのではないか。

4. 要対協の調整機関等市町村職員の研修について①

- 要対協の調整機関に配属される専門職等の研修を考えた場合に、これまで蓄積してきた児童福祉や児童心理の実践や学問に関する講義等も重要である。
- 実際に行っている業務は、要保護児童特定妊婦等に関する通告を初めとした情報を得た時、まずやることは周辺情報の収集、そしてその評価。子どもや保護者、関係者に会い、関係を築く、情報の収集を行っている。その時に、大切なのはそういった情報の事実認定のための情報収集力、情報の質の判断、論理的な思考、推論する力というものが大切である。
- 今後、司法、裁判等に関する連携が深まる中では、その前提となる事実の収集、情報の正確な把握等が必要になってくる。このような意味から、心理や福祉の知見のみならず、司法、警察、法医学的な知識も含まれた様々な専門分野と連携するための基礎知識を学ぶことが必要である。
- 東京都が、市町村に関しては、経験3年以上の職員を対象とした、虐待対策コーディネーターという事業の中で、一時保護所における実習、児童福祉司との同行訪問、児童相談所の会議への参加などを行っており、児童相談所の現状を知り、連携を深めるために非常に有効である。
- 要対協の調整機関に配置する専門職が、非常勤の社会福祉士、あるいは心理士で任用資格を満たしていればよいとなってしまうことを危惧している。調整機関の職員は、各学校長、保育園長、児童相談所と様々な機関に対して、市を代表してお願いしていかなければならない立場にある。例えば、居所不明児童の調査についても、戸籍の状況を他の自治体に市長名で問い合わせしなければならない。転居した場合の情報提供のやり取りに関して、市長名、区長名で決裁を起案する。そういう意味で、きちんと事務も行える専門職の常勤職員が対応しなければ、名前だけの専門職になってしまうのではないか。

区分

主な意見

4. 要対協の調整機関等市町村職員の研修について②

- 市町村に必要なのはアセスメント力、特に包括的なアセスメント力である。ネグレクトケースの中には本当に難しいケースがあるため市町村の包括的なアセスメント力の向上というのは重要である。
- 個別カンファレンス、ここはアセスメントにも関係するところだが、ケースカンファレンスそのもののやり方が分からないという市町村は多々あるため、ここを丁寧に学び実践していくことは重要である。
- 名簿のチェックだけになっているというようなケースの進行管理が多々ある現状で、中身のあるものにしなければいけない。家族支援の力及びコーディネート力も児相と同様に求められている。むしろ市町村の方が学校や保育園など、子どもにとって身近な居場所となる機関とのつながり、協働というのは児童相談所以上に重要になるのかなと思う。
- スーパービジョン後進の育成に関しては、児童相談所以上に深刻で、育てる人が誰もいない。育成の方向性を明確にした育成体系が本当はできたらいいのだが、これは時間も限られている中で作り上げるのは難しいが、それを想定した上での研修プログラム、必要な研修を作り上げていくことが大事である。
- 市区町村においても、約25万件の自らの相談に対するサービスと、6万件ぐらいの安全確認サービスとに分かれている。この安全確認は将来的に、児童相談所の緊急対応に結び付いている。当然保護者、親権者の同意なく安全確認の調査に入る要対協の仕事がある。この2つの専門性もかなり違っている。親から見れば、全然違った相手である。これを共にSVできるというのはあり得ない。

5. その他の職種の研修について

- ソーシャルワーカーだけでなく、ケアワーカーの育成も検討するのか。心理士にしても、弁護士にしても、医師にしても、その研修体系はそれなりにあると思うが、これを一から作っていくのは非常に重要な課題である。

区分

主な意見

6. 児童相談所の専門性向上等中長期的な課題について

- 今回の法律で、研修の義務化ということは入ったが、資格化までは明確にはなっていない。この辺を国家資格化していくのかどうかを、確実に決めないまでも、目標として持つのかどうか。
- 児童相談所は虐待と非行問題に特化した保護機関になっていくのではないか。
- 市町村の支援をバックアップする都道府県の機関は必要だと考えているが、それが児童相談所というべきなのか別機関なのか。児童相談所は、今まで法的な権限によって子どもを守っていくということをやっていたのが、この文脈からいくと今度はクリニカルソーシャルワーク等の専門性によって子どもを守っていくという機関になっていくのではないか。